

沖縄県特別支援教育推進計画の策定について

県立学校教育課

本県における特別支援教育に関する施策を総合的に推進するため、令和4年9月9日付けで、「沖縄県特別支援教育推進計画」を決定した。

1 計画策定の趣旨

沖縄県特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現状と課題を把握し、具体的な施策推進のための計画として新たに策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的としている。

本計画の策定にあたっては、「沖縄県教育振興基本計画（令和4年度～令和13年度）」の下で、特別支援教育に関する各施策の実現に向け、具体的な内容や目標値を定めるものである。

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の在り方や今後の方向性について、効率的かつ効果的な施策展開を図るために、長期的・総合的観点に立って将来の展望を示していく。

2 計画策定の背景

これまでの国の動向については、平成26年の「障害者の権利に関する条約」に批准、平成28年には「障害者差別禁止法」が制定され、さらに令和3年中教審において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～(中略)」で新時代の特別支援教育の在り方が示されるなど、新たな展開への対応が求められている。

沖縄県教育振興基本計画が令和4年6月に策定され、その施策の特別支援教育分野において具体的な施策の推進を図る目的から本計画の策定が必要となっている。

3 これまでの経緯

- ・ 沖縄県特別支援教育推進計画検討委員会（2回：令和4年3月、8月）
- ・ 同幹事会（2回：令和3年12月、令和4年7月）
- ・ 同懇話会（1回：令和4年3月）
- ・ パブリックコメント実施による県民意見の募集（令和4年4月27日～5月31日）

4 概要

別紙概要版参照

5 今後の取組

この計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、沖縄県教育大綱、沖縄県教育振興基本計画等の改訂や成果指標の中間目標（令和8年度）の達成状況等にあわせて見直しを図る。

本計画に基づく教育施策の進捗状況を把握し、成果指標の達成状況等を踏まえて、取組を強化・工夫するなど、柔軟な見直しを行いながら効果的に特別支援教育の推進を図る。

【概要版】 沖縄県特別支援教育推進計画

趣旨

沖縄県特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現状と課題を把握し、具体的な施策推進のための計画として新たに策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的とするものです。インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の在り方や今後の方向性について、効率的かつ効果的な施策展開を図るために、長期的・総合的観点に立って将来の展望を示していきます。

1 基本方向

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備していく必要があります。これらの方向性を実現するため、

- ・ 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化
- ・ 特別支援教育を担う教員の専門性向上
- ・ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実を図っていきます。



1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化



2 施策の展開

(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実【P5,6】

- ・ 早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、保健・医療・福祉部局と幼稚園等が連携して障害のある幼児の状況を把握することが重要です。このため、障害の早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実に取り組みます。

(2) 就学相談や学びの場の検討等の支援【P7,8】

- ・ 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かな就学・教育相談を実施することに取り組みます。

(3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実【P8,9,10,11】

- ・ 校長がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメントを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障害のある児童生徒への指導・支援の質の向上を図っていきます。

(4) 高等学校における学びの場の充実【P11,12】

- ・ 校長のリーダーシップのもと、入学前、入学者選抜、入学後のいずれの場面においても、適切な教育相談や合理的配慮がなされるよう取り組んでいきます。

(5) 特別支援学校における教育環境の整備【P13, 14, 15,16】

- ・各教育部門において、教育の重点事項について一層の推進を図ります。
- ・障害の種類や障害の状態等に応じた指導を行うとともに、重複障害のある幼児児童生徒の指導の充実、外部専門家等と連携した取組の推進を図ります。
- ・自立活動の指導、キャリア教育と就労支援、生涯学習への意欲を高める取組、ICT 機器の活用等の充実を図ります。

(6) 交流及び共同学習の推進【P17,18】

- ・小学校、中学校では、特別支援学級の児童生徒が通常の学級で交流及び共同学習を行う場合、指導目標、指導内容、指導方法等について評価・検証し、必要な改善を行います。
- ・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が地域との結び付きを強めるため、居住する地域の学校との継続的な交流及び共同学習を推進します。

2 特別支援教育を担う教員の専門性向上



(1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性【P20,21】

- ・全ての教員には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要です。そのための取組を推進します。
- ・校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等が中心となって、学校全体で特別支援教育の充実を図ります。

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性【P21, 22】

- ・特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上は喫緊の課題となっており、特に、初めて担当する教員も多いことから、様々な工夫により人材育成を図る取組を推進します。

(3) 特別支援学校の教員に求められる専門性【P23, 24】

- ・多様な幼児児童生徒に対応するため、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や外部専門家との連携に取り組めます。

3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上



(1) ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進【P26,27】

- ・各障害種に応じた入出力機器やアプリ等を活用して、指導の充実を図ります。

(2) 教員の情報活用能力の向上と校務のICT化【P27,28】

- ・多様な障害による困難さに対応した指導を行うため、教員のICT活用スキルはこれまで以上に高いものが求められます。そのための取組を推進します。

4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実



2 施策の展開

(1) 就学前からの連携【P29,30】

- ・ 就学前の障害のある幼児の学びや支援の場の状況を把握し、その保護者を中心とした関係機関との連携を更に強化するとともに、各事業情報の共有・発信方法の工夫と、幼児教育施設等の資源を積極的・効果的に活用することを推進します。

(2) 在学中の連携【P30, 31,32】

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し、学校間で適切に引き継ぎ、各学校における障害に配慮した適切な指導につなげる取組を推進します。
- ・ 発達障害等のある児童生徒が在籍する全ての学校において、発達障害等のある児童生徒の自己理解を促し、自信を高めるような指導や支援の充実に取り組みます。

(3) 卒業後の連携【P33】

- ・ 学校や教員の過度な負担とならないよう、今後はより一層、卒業時の移行支援や卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討が必要です。そのための取組を推進します。
- ・ 関係機関・関係者間で、情報提供や情報共有ができるよう、更なる連携を進めます。

(4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒(医療的ケア児)への対応【P34,35】

- ・ 医療的ケア児が安心して学校等で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことに取り組みます。
- ・ 幼稚園、小中学校等が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするため、市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図るよう取り組みます。

(5) 障害のある外国人幼児児童生徒への対応【P35,36】

- ・ 日本語指導が必要な外国人幼児児童生徒が将来への現実的な展望が持てるよう、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供することが必要です。そのための取組を推進します。
- ・ 幼児児童生徒のアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家族関係の形成や母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことも必要です。そのための取組を推進します。

(6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進【P37, 38】

- ・ 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築を推進します。
- ・ 障害のある幼児児童生徒やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要です。そのための取組を推進します。
- ・ 障害者関係団体等の特別支援教育に係る協議会等への参加や教員研修等での活用などにより、特別支援教育の更なる推進を図ります。